



第2次

桜井市自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのないまち 桜井 ～

令和 7 (2025) 年 3月

桜井市



はじめに

我が国における自殺者数は、平成 15 年（2003 年）をピークに、令和元年（2019 年）まで減少傾向にありましたが、令和 2 年（2020 年）には新型コロナウイルス感染症の影響などにより増加傾向に転じ、その後自殺者数は年間 2 万人強で推移しています。

桜井市においては、令和元年（2019 年）以降減少傾向にあった自殺者数が令和 5 年（2023 年）に増加し、自殺死亡率が県や国を上回るなど、年により増減はあるものの、自殺防止対策の必要性が高まっていると認識しています。

桜井市では、平成 28 年（2016 年）に自殺対策基本法が改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、すべての自治体において自殺対策計画策定が義務付けられたことを受け、令和 2 年（2020 年）3 月に「第 1 次桜井市自殺対策計画」を策定し、関係機関・関係団体と連携し、包括的な自殺対策を進めてきました。

このたび、5 年の節目を迎えるにあたり、5 年間の取組を見つめ直すとともに、令和 4 年（2022 年）の自殺総合対策大綱の見直しを踏まえて、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間を計画期間とする「第 2 次桜井市自殺対策計画」を策定いたしました。

自殺に追い込まれる原因は、健康上の問題だけでなく、経済・生活問題、勤務問題、家庭問題など、さまざまな要因が重なり合って起こります。

「第 2 次桜井市自殺対策計画」では、前計画に引き続き『誰も自殺に追い込まれることのないまち桜井』をめざし、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策と有機的な連携をもって、市民一人ひとりが、心身ともに健やかに暮らすことができるよう、本計画の推進に取り組んでまいります。

また、計画の推進にあたり、行政だけではなく、市民、地域、関係機関、関係団体、事業者の皆様により一層のお力添えを賜りますようお願いします。

結びに、本計画の策定に際し、ご審議いただきました「桜井市健康づくり推進協議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様方に心から感謝申し上げます。



令和 7 年（2025 年）3 月

桜井市長 **松井 正剛**

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 S D G s との関連	3
第2章 桜井市の自殺をめぐる現況と課題	4
1 統計情報における自殺の現状	4
2 本市の自殺者の特徴	8
3 第1次計画の評価と検証	9
4 第2次計画において重視する視点	10
第3章 計画の基本方針と取組	11
1 基本理念	11
2 基本方針	12
3 計画の数値目標	13
4 施策の体系	14
5 基本施策	15
（1）地域におけるネットワークの強化	15
（2）生きることの促進要因への支援	16
（3）自殺対策を支える人材の育成	19
（4）市民への普及・啓発の推進	20
（5）児童・生徒のS O S の出し方に関する教育	21
6 重点施策	22
（1）高齢者への支援	22
（2）生活困窮者への支援	23
（3）こども・若者への支援	25
（4）働く世代への支援	27
7 評価方法	27
第4章 計画の推進にあたって	28
1 推進体制	28
2 進捗状況の把握	28
資料編	29
1 桜井市健康づくり推進協議会要綱	29
2 桜井市自殺対策連絡会議設置要綱	31
3 自殺総合対策大綱	33
4 第1次計画の個別事業に対する評価	36
5 いのちとこころを支える各種相談窓口	46
6 用語解説	47

第1章 計画策定の趣旨等

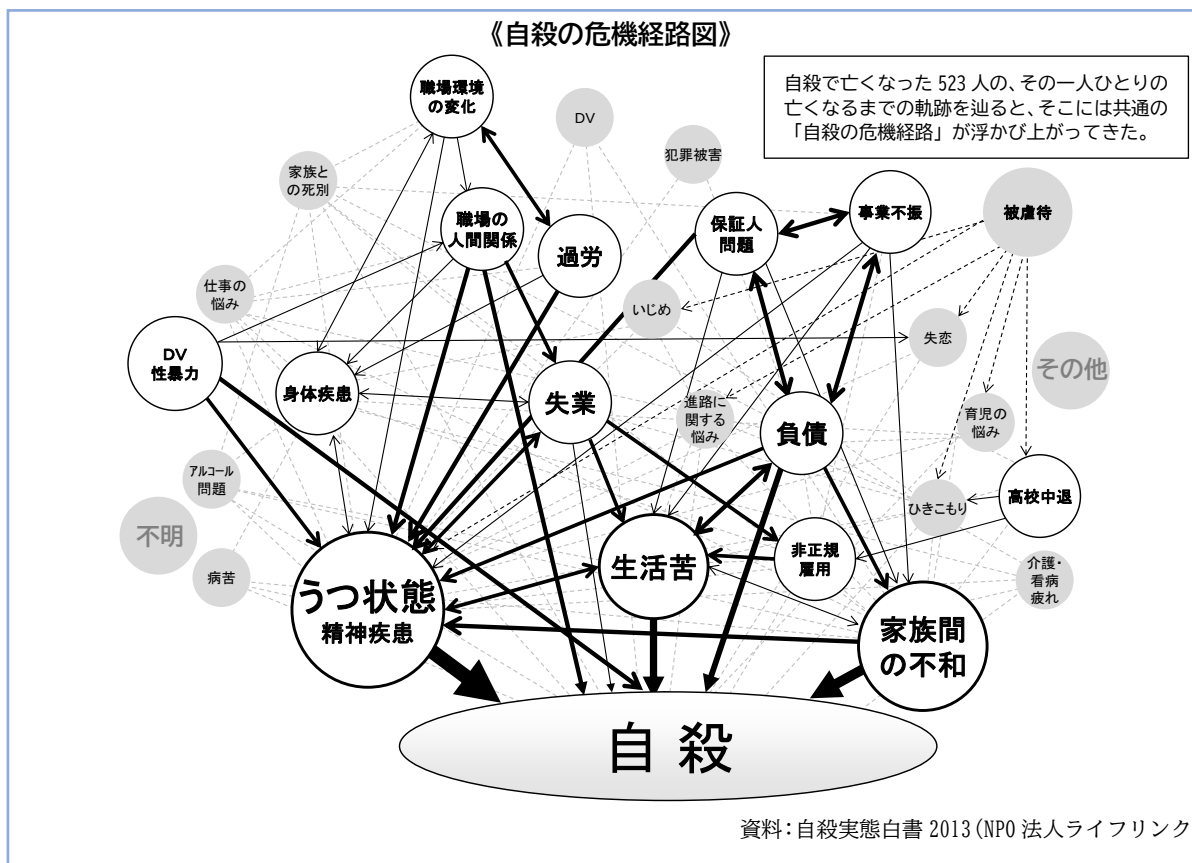
1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年（2006年）に自殺対策基本法が制定されて以降、国をあげて自殺対策を総合的に推進し、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向となっていますが、自殺者数は毎年2万人を超えており、主要先進7か国の中では自殺死亡率が最も高い水準にあります。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺に追い込まれるという危機は、他人事ではなく「誰にでも起こり得る危機」とも言えることから、自殺総合対策大綱では、過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめ、孤立等の「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係の構築、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やすことで、社会全体の自殺リスクを低下させ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす」としています。

国では、自殺対策基本法第12条に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱を策定しており、概ね5年を目途に見直しを行っています。また、平成28年（2016年）の自殺対策基本法の改正では、自殺対策に関する地域間の格差を解消し、「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、誰もが必要な支援を受け入れられるよう、すべての都道府県及び市町村において「自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。

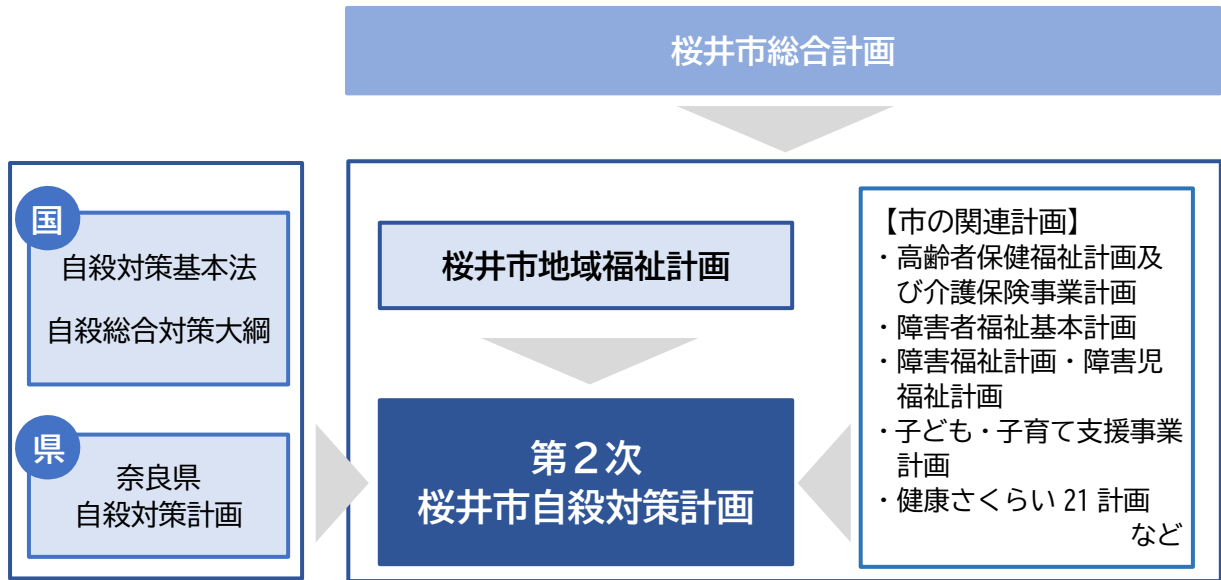
本市では、このような背景や動向を踏まえ、さらに効果的な自殺対策を推進していくため、大綱の趣旨や本市の自殺の実態などを考慮し、令和2年（2020年）3月に策定した「桜井市自殺対策計画」（以下、「第1次計画」という。）の改定を行い、誰一人として自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、取り組んでいくものです。



2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定に基づき、本市の状況を勘案して定める市町村自殺対策計画であり、本市における自殺対策を推進していくための総合的な計画として、自殺総合対策大綱と整合性を図り、策定するものです。

また、「桜井市総合計画」を上位計画とし、「健康さくらい 21 計画」や「桜井市地域福祉計画」等の自殺対策に関連する分野別計画とも連携を図りながら、保健、医療、福祉、教育、労働、その他関連施策が有機的に連携するよう、総合的に推進します。



3 計画の期間

自殺をめぐる諸情勢の変化や本計画に基づく施策の推進状況等を考慮し、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間とします。

	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
国													
奈良県													
桜井市													

自殺総合対策大綱（第 3 次）
（平成 29 年 7 月閣議決定）

自殺総合対策大綱（現行）
（令和 4 年 10 月閣議決定）

第 1 次奈良県自殺対策計画
（平成 30 年度～令和 4 年度）

第 2 次奈良県自殺対策計画
（令和 5 年度～令和 9 年度）

第 1 次桜井市自殺対策計画
（令和 2 年度～令和 6 年度）

第 2 次桜井市自殺対策計画
（令和 7 年度～令和 11 年度）

4 SDGsとの関連

本市の「第6次桜井市総合計画」では持続可能な開発目標（SDGs）がめざす理念を盛り込み、「SDGs 17のゴールに対する地方自治体が果たし得る役割」も参考にしつつ、取組を進めています。SDGsの「誰一人取り残さない」という理念と、本計画の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのないまち」の実現は、めざすところは同じです。

本計画でも、SDGsの視点を持ちながら各種施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



《本計画と特に関連が深いSDGs》

1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう	各国内および各国間の不平等を是正する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	11 住み続けられるまちづくりを	包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々の司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		

第2章 桜井市の自殺をめぐる現況と課題

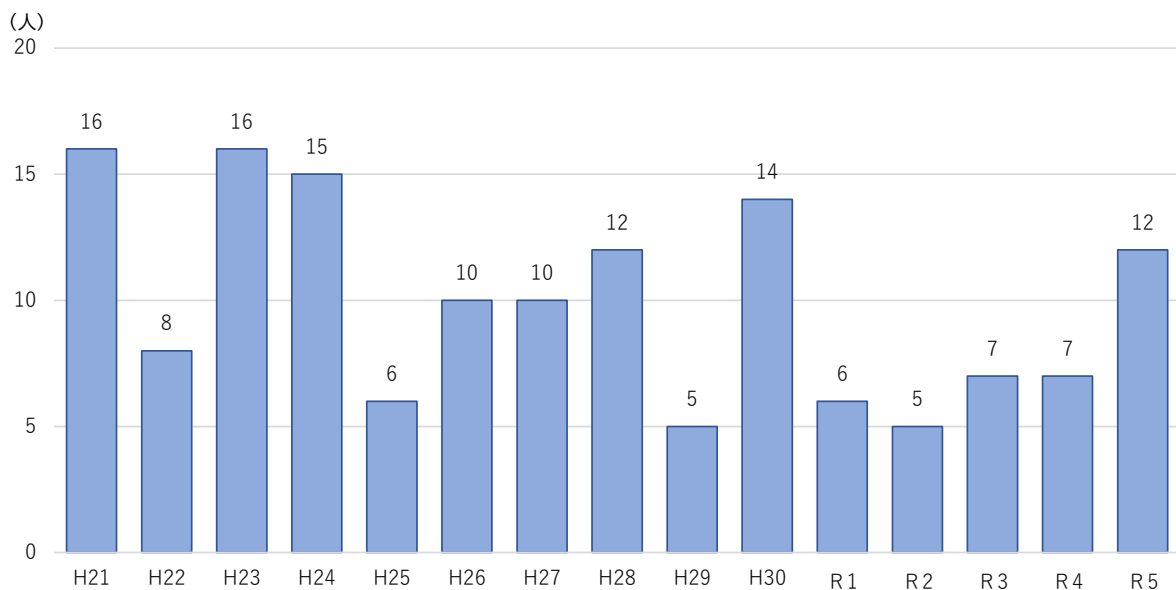
1 統計情報における自殺の現状

(1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移

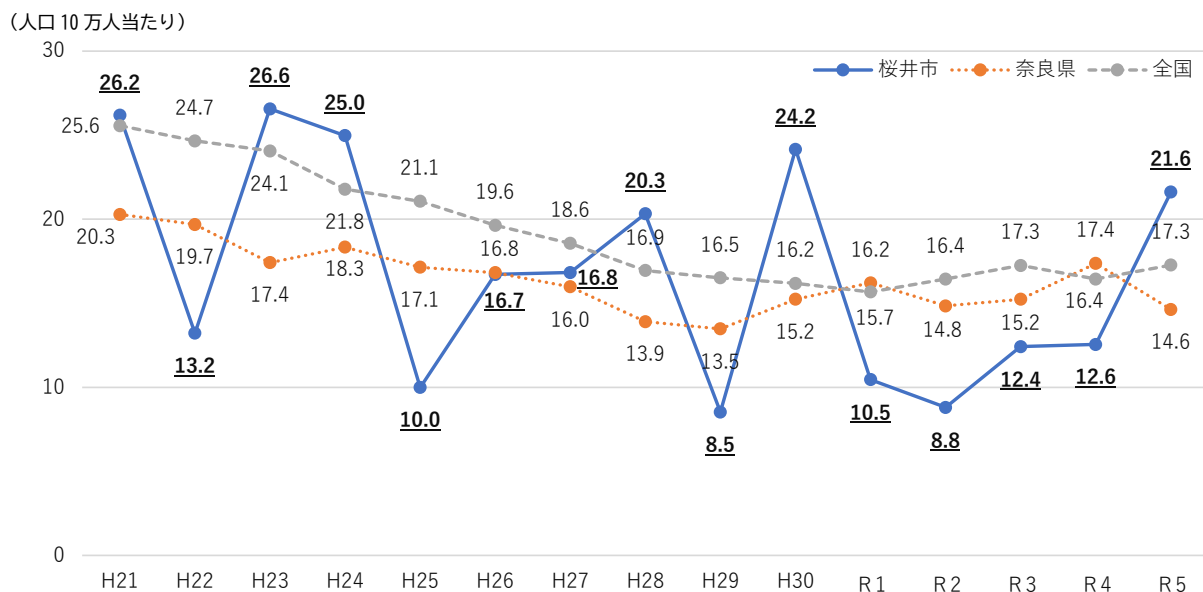
自殺者数の推移をみると、平成 21 年（2009 年）以降、増減を繰り返しながら、近年ではやや増加しており、令和 5 年（2023 年）には 12 人となっています。

人口 10 万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率をみると、令和元年（2019 年）以降は全国を下回って推移していましたが、令和 5 年（2023 年）に 21.6 と、全国・奈良県を上回っています。

【本市の自殺者数の推移】



【自殺死亡率の推移（全国・奈良県との比較）】

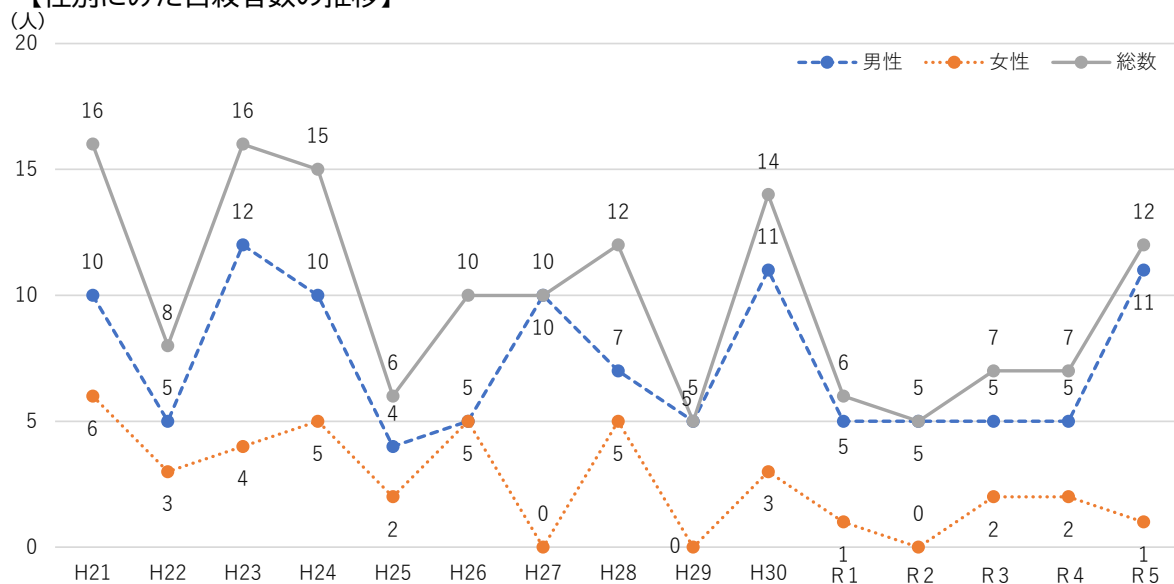


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(2) 自殺者の性別

性別での自殺者数の推移をみると、男性が大きな割合を占める状況が続いています。

【性別にみた自殺者数の推移】



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

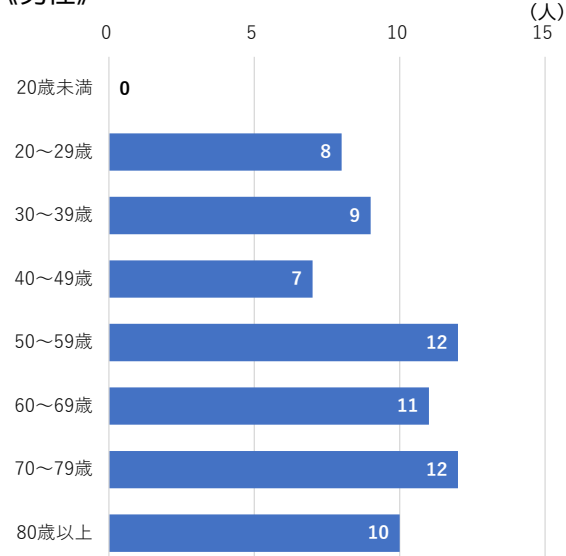
(3) 自殺者の年代

① 直近 10 年の性・年代別自殺者数

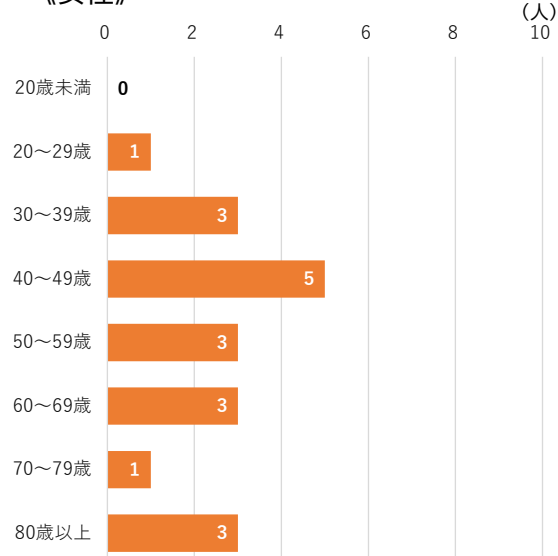
直近の 10 年間で年代別の自殺者数をみると、男性では 50～70 歳代が全体の 50% を占め、女性では 40 歳代が全体の 26% を占めています。

【性・年代別にみた自殺者数（直近 10 年間（平成 26 年～令和 5 年））】

《男性》



《女性》



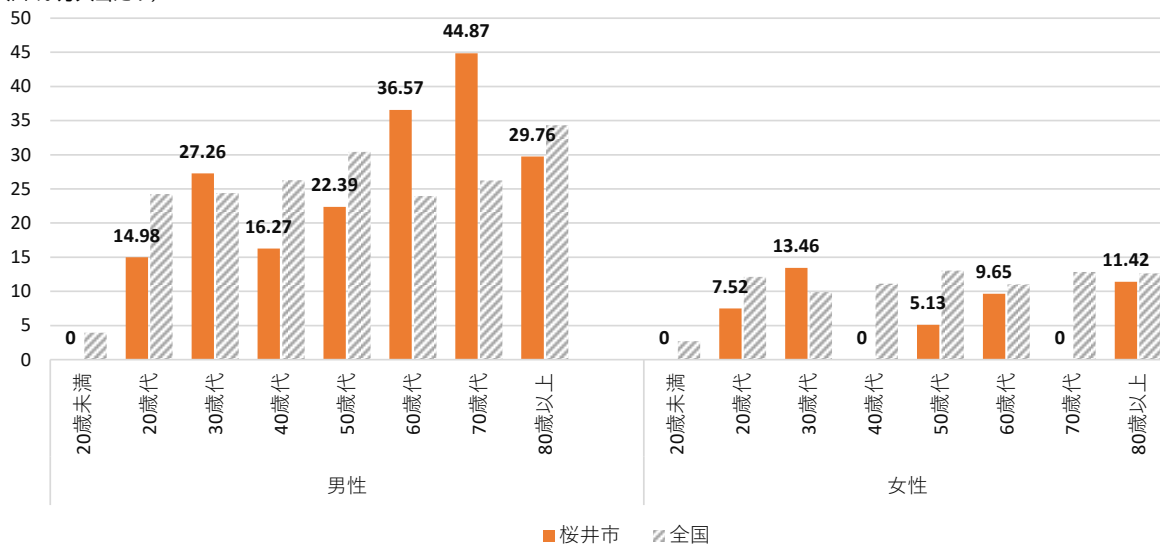
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

② 年代別自殺死亡率の比較

男性の「60 歳代」及び「70 歳代」の死亡率が全国に比べて非常に高くなっています。また、男女ともに「30 歳代」の死亡率が全国に比べてやや高くなっています。

【性・年代別の平均自殺死亡率（人口 10 万対）（全国との比較）（平成 30 年～令和 4 年）】

（人口 10 万人当たり）



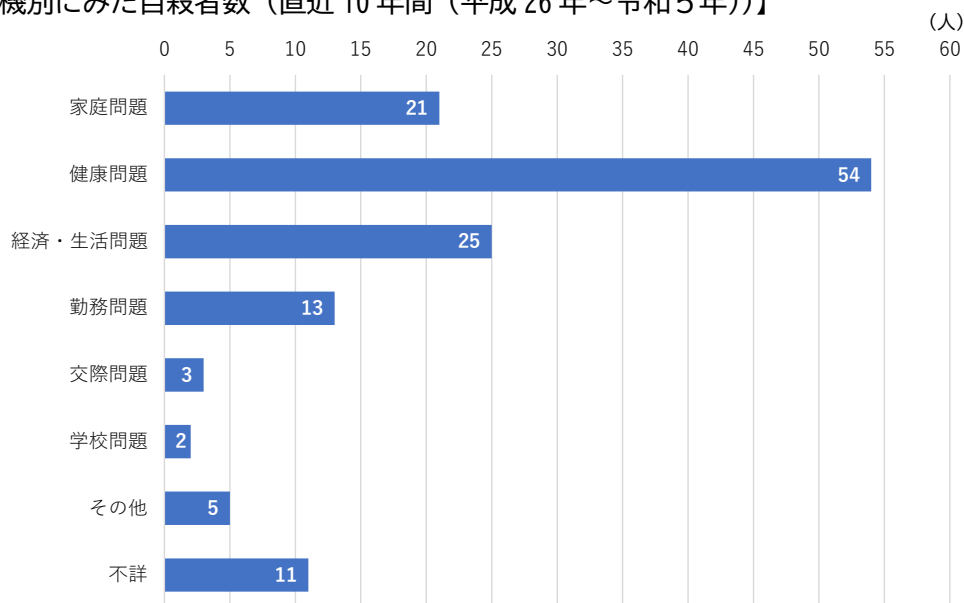
資料：地域自殺実態プロフィール 2023

（４）自殺者の原因・動機

① 直近 10 年の原因・動機別自殺者数

直近の 10 年間で自殺者の原因・動機をみると、健康問題が最も多く、次いで、経済・生活問題、家庭問題と続いています。

【原因動機別にみた自殺者数（直近 10 年間（平成 26 年～令和 5 年））】



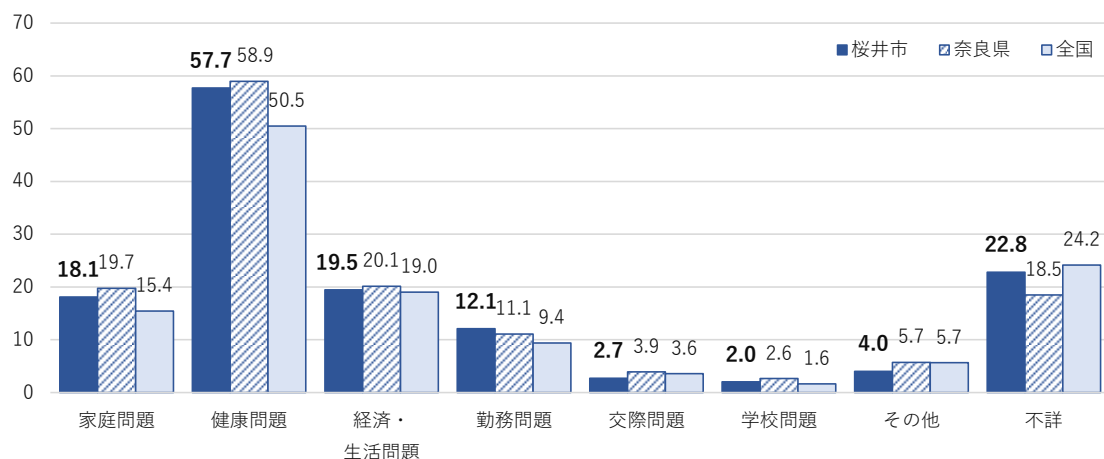
※原因・動機に係る集計は、遺書等の資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上可能としており、原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しない。

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

② 原因・動機別の比較

全国・奈良県の状況と比較すると、奈良県とともに「健康問題」が全国に比べて高くなっています。また、「勤務問題」が全国・奈良県と比較してやや高くなっています。

【原因・動機別自殺死亡率（全国・奈良県との比較）（平成21年～令和5年）】

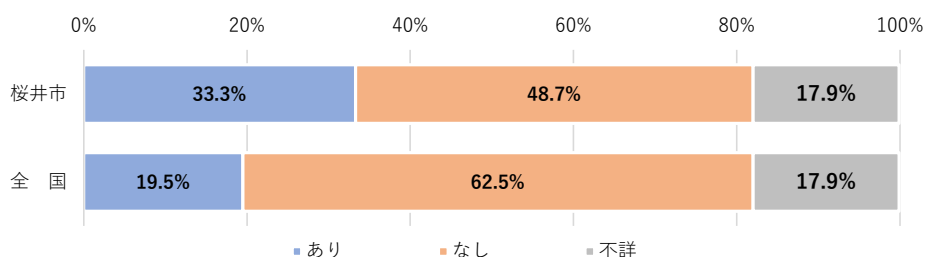


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

（5）自殺者における未遂歴の有無

自殺者における未遂歴の有無をみると、「未遂あり」が3割程度、「未遂なし」が5割程度となっており、全国に比べて「未遂あり」が高くなっています。

【自殺者における未遂歴の有無（全国との比較）（平成30年～令和4年）】



資料：地域自殺実態プロフィール 2023

2 本市の自殺者の特徴

いのちを支える自殺対策推進センターでは、本市における平成 30 年(2018 年)から令和 4 年(2022 年)までの自殺者に関するデータから自殺に至った背景にある危機経路を「地域自殺実態プロファイル」として分析しています。

(1) 桜井市の主な自殺の特徴

上位 5 区分の内、1 位、2 位、5 位の 3 区分が 60 歳以上となっており、「高齢期」の自殺が多いことが分かります。

【区分別自殺者数及び自殺の主な背景（上位 5 区分）】

平成 30 年(2018 年)から令和 4 年(2022 年)の合計 39 人(男性 31 人 女性 8 人)

上位 5 区分		自殺者数	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位	男性 60 歳以上無職同居	10	25.6%	42.7	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2 位	男性 60 歳以上無職独居	6	15.4%	152.5	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3 位	男性 20~39 歳有職同居	4	10.3%	22.4	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4 位	男性 40~59 歳有職同居	3	7.7%	10.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5 位	男性 60 歳以上有職独居	2	5.1%	95.6	配置転換/転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計したもの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意。

(2) 「地域自殺実態プロファイル 2023」の重点課題

「地域自殺実態プロファイル 2023」で分析された結果、「推奨される重点パッケージ」として以下の 4 つの重点課題が挙げられています。

プロフィールの重点課題
高齢者 生活困窮者 こども・若者 勤務・経営

※「地域の自殺の特徴」の上位 3 区分の自殺者の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に「こども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「高齢者」の中から選定しています。

3 第1次計画の評価と検証

(1) 計画目標の達成状況

第1次計画策定時に設定した数値目標に対する、計画の達成状況は以下のとおりです。

《計画全体の数値目標》

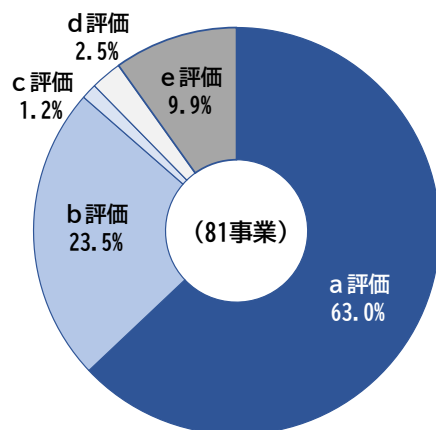
数値目標	実績 平成27年(2015年)	目標値 令和6年(2024年)
自殺死亡率(人口10万人当たり)の減少	16.8	11.8以下

《実績》

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	平均値
自殺死亡率	10.5	8.8	12.4	12.6	21.6	13.2

本市の自殺者数・自殺死亡率(人口10万人当たり)は、令和元年(2019年)以降、概ね横ばい傾向となっていたものの、令和3年(2021年)以降はゆるやかに増加し、令和5年(2023年)には自殺死亡率21.6となっています。令和元年(2019年)から令和5年(2023年)の5か年平均は13.2となっており、令和6年(2024年)の目標である11.8以下を上回っています。

(2) 取組の進捗評価



	項目数	構成比
a評価：達成できた	51	63.0%
b評価：おおむね達成できた	19	23.5%
c評価：あまり達成できなかった	1	1.2%
d評価：達成できなかった	2	2.5%
e評価：未実施	8	9.9%
合 計	81	100.0%

※詳細については、資料編「4 第1次計画の個別事業に対する評価」(36ページ以降)を参照

第1次計画の検証・総括については、延べ81の事業内容のうち、51事業(63.0%)が「a評価：達成できた」、19事業(23.5%)で「b評価：おおむね達成できた」となっており、8割以上の事業で順調な進捗がみられました。

4 第2次計画において重視する視点

本市では、令和元年（2019年）以降、自殺者数・自殺死亡率はおおむね横ばい傾向にありましたが、令和5年（2023年）の自殺死亡率は大きく増加しました。本市の人口規模で比較すると、国や県に比べ変動が大きくなるため、単年で傾向を見るのは難しい状況にありますが、これまでにわかっている本市の自殺の特徴や傾向に応じた対策に重点的に取り組むとともに、引き続き総合的な自殺対策を強化していく必要があります。

また、自殺の背景にはさまざまな社会的要因が複雑に関係しており、社会経済情勢の変化等に応じて必要な支援を行えるよう、庁内関係部局や奈良県等と関連施策の連携強化を進めるとともに、地域の関係機関や地域団体等と連携し、市域全体で自殺リスクを低下させることができるよう取り組んでいく必要があります。

このため、地域自殺対策プロファイル及びこれまでの取組と評価から、自殺に対する国の基本認識をもとに5つの施策は第2次計画に引き継ぎます。また、本市における自殺の状況から課題として挙げられた、自殺のリスクが高い世代である「高齢者」と「こども・若者」、自殺のリスクが高い要因を抱える「生活困窮者」と「勤労世代」について、第2次計画では重点的な対策として取り組みます。

第1次計画	第2次計画
《基本施策》 (1) 地域におけるネットワークの強化 (2) 自殺対策を支える人材の育成 (3) 市民への啓発と周知 (4) 生きることの促進要因への支援 (5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	《基本施策》 (1) 地域におけるネットワークの強化 (2) 生きることの促進要因への支援 (3) 自殺対策を支える人材の育成 (4) 市民への普及・啓発の推進 (5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育
《重点施策》 (1) 勤務・経営 (2) 無職者・失業者 (3) 高齢者 (4) 生活困窮者	《重点施策》 (1) 高齢者への支援 (2) 生活困窮者への支援 (3) こども・若者への支援 《新規》 (4) 働く世代への支援

第3章 計画の基本方針と取組

1 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのないまち 桜井

国の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす」とともに、本市の第6次桜井市総合計画のうち、本計画に関わる分野別展開「健やかに暮らせるまち」「安全・安心に暮らせるまち」を踏まえ、本市の自殺対策は【誰も自殺に追い込まれることのないまち 桜井】を基本理念とし、その実現に向けて対策を推進します。

自殺死亡率の低減を図ることだけではなく、その原因になる事象を把握し、市民の意識を高めるとともに、相談・支援体制を強化していきます。また、施策の展開においては、市民、地域、関係機関、行政等が連携・協働し、一体となって地域全体で「こころの健康づくり」と「自殺予防」に取り組めます。



2 基本方針

(1) 生きることの包括的な支援の推進

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で各種取組を展開していく必要があります。

(2) 関連施策との連携強化による総合的な取組の推進

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、さまざまな要因とその人の性格や家族の状況などが複雑に関係しており、自殺を防ぐためには社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

包括的な取組の実施に向けては、さまざまな分野の施策、人々や組織がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、密接に連携する必要があります。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策に係る個別の施策は、①「対人支援のレベル」、②「地域連携のレベル」、③「社会制度のレベル」を有機的に連動させることで、総合的に推進するものとされています。

また、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及・啓発等の「事前対応」から、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じた場合に周囲に与える影響を最小限として新たな自殺を発生させない「事後対応」など、段階ごとに効果的な施策を推進していく必要があります。

(4) “実践”と”啓発”を両輪とした推進

令和3年（2021年）8月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ10人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しており、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得ること」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいのが現状です。危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に啓発を行う必要があります。

(5) 関係機関等の役割の明確化と連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政だけでなく、関係団体、民間団体、企業、地域等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが必要です。

（６）自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮

自殺対策基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められていることを踏まえ、このことを改めて認識して自殺対策に取り組んでいく必要があります。

3 計画の数値目標

自殺対策における最終的な目標は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。自殺総合対策大綱の中では、自殺死亡率を平成27年（2015年）時点と比べて、令和8年（2026年）までの間に30%以上減少させることを数値目標として掲げています。（毎年約2.5%の減少）

本市では、令和3年（2021年）以降、自殺死亡率が減少せず増加している状況です。そのため、毎年一定数の市民が自殺に追い込まれている現状を考慮し、国の方針を踏まえつつ、本市においても5年間の計画期間内に自殺死亡率を減少させ、令和11年（2029年）には11.0以下にすることをめざします。

将来的には自殺死亡者を0にすることを最終目標とし、さらなる自殺対策の推進に取り組めます。

《数値目標》

成果指標	実績値 令和元年～令和5年	目標値 令和11年(2029年) (令和7年～令和11年)
桜井市の自殺死亡率*	13.2	11.0以下

《目標値の算出根拠》

本市の自殺者数および自殺死亡率は各年により増減があり、単年の自殺死亡率を基準とした目標値では実情の反映やデータ分析が難しいことから、直近5年間（令和元年～令和5年）の自殺死亡率の平均値を基に目標を設定することとします。

直近5年の平均値を基準に、国の減少目標（平成27年～令和8年の11年間で自殺死亡率30%以上減少）の減少ペースを勘案し、次の手順で設定しました。

① 直近5年（令和元年～令和5年）の自殺死亡率の平均値を算出

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	平均値
自殺死亡率	10.5	8.8	12.4	12.6	21.6	13.2

② 国の減少目標（平成27年～令和8年の11年間で自殺死亡率30%減少）の減少ペース

国の目標の「11年間で30%以上減少」を達成する減少ペースを勘案すると、6年間（令和5年から令和11年まで）では約16.4%（ $=30\% \times 6/11$ ）の減少となります。

自殺死亡率：13.2（人口10万人対）から16.4%減少 ⇒ 目標値「11.0以下」

*自殺死亡率とは、人口10万人あたりに換算した時の年間自殺死亡者数を表した値
自殺死亡率＝（年間自殺死亡者数/住民基本台帳人口）×100,000（人）

4 施策の体系

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのないまち 桜井

基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援の推進
- (2) 関連施策との連携強化による総合的な取組の推進
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) “実践”と”啓発”を両輪とした推進
- (5) 関係機関等の役割の明確化と連携・協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 生きることの促進要因への支援
- (3) 自殺対策を支える人材の育成
- (4) 市民への普及・啓発の推進
- (5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

- (1) 高齢者への支援
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) こども・若者への支援
- (4) 働く世代への支援

5 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化



自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しています。

総合的な自殺対策を推進するため、自殺対策に関する情報を収集・分析し、庁内・外部関係機関、地域団体との情報共有・連携を推進するとともに、多様な関係者が連携・協力しながら、本市の特性に応じた効果の高い施策を推進します。

《具体的な取組（主な事業を抜粋）》

事業名	事業概要	担当課
桜井市健康づくり推進協議会	保健・医療・福祉・教育・住民代表等、幅広い関係機関や団体で構成されており、本市の自殺対策推進の中核組織として、計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証などを行います。	けんこう増進課
桜井市自殺対策連絡会議	庁内関係部署により「桜井市自殺対策連絡会議」を組織し、緊密な連携・協力のもと、組織横断的に自殺対策を推進します。	けんこう増進課
自治会活動の支援	自治会と行政の協力体制を図り、各自治会の自主的な活動を支援し、地域コミュニティの活性化、安全・安心に暮らせる地域づくりに必要な情報提供を行います。	市民協働課
消費生活相談	市民が消費生活関連の被害に遭わないよう、また、被害に遭った場合の対応や支援を相談できる環境を整備し、健全で快適な消費生活を促進します。	市民協働課
地域福祉相談員事業	相談員を各中学校区に配置し、複雑化・複合化した相談を受け止めるための関係機関等との連携体制や、アウトリーチ等による継続的な支援が必要な人への対応ができるよう体制を整え、社会福祉協議会や民生・児童委員等と連携しながら、解決に向けた取組を行います。	社会福祉課
地域ケア会議	多職種の協働のもと、困難を抱える人の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めたネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげていきます。	高齢福祉課
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の防止、早期発見、早期対応、支援活動へのつなぎなど、総合的な取組を推進するための保健、医療、福祉、教育、警察等で構成するネットワーク組織です。児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とする児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行います。	こども支援課

(2) 生きることの促進要因への支援



自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で実施することが重要です。

生きづらさを抱えた人や孤立のリスクを抱えるおそれのある人が十分な社会的支援を受け自殺リスクが軽減されるよう、各分野の相談支援体制の充実や安心して過ごせる居場所づくりを図るとともに、市民に相談窓口や支援内容について一層の周知を図ります。

《具体的な取組（主な事業を抜粋）》

事業名	事業概要	担当課
民生・児童委員活動	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口となる役割を担う活動が円滑に進むよう、補助を行います。	社会福祉課
被災時におけるメンタルヘルス対策の推進	「桜井市地域防災計画」に基づき、大規模災害における被災者の心のケア支援事業として、各種の不安や悩みに対する相談に対応し、実務的な支援につなげるとともに、専門的な心のケアとの連携強化等、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進します。	危機管理課
交通遺児奨学援助金制度	交通事故で父母等の監護者を亡くした遺児の就学の安定を図る制度です。 事故後にはさまざまな困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性があることから、加害者・被害者の双方に相談機会を提供するとともに、相談に来られた人に、リーフレット等を配布することで、支援機関等に関する情報の周知を行います。	危機管理課
人権相談・女性相談事業	人権相談や女性相談を通じて、相談者が自信やパワーを回復し、問題解決に立ち向かえるよう支援します。また、DV被害や犯罪被害、自殺リスクがあるときは、必要に応じて関係機関へつなぎます。	人権施策課
住民への相談事業	家族に関する悩みや借金などのさまざまな問題を抱える市民に対して、関係機関と連携した専門的分野別の無料相談窓口を設置し、問題解決に向けた支援を行います。また、無料相談窓口に関する情報の周知を図ります。	市民協働課
障害者相談支援事業	判断能力に不安を抱える方の中には自殺のリスクが高い方も含まれる可能性があることから、支援の中で自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、必要な支援につなげます。 また、障害者虐待に関する通報・相談窓口を社会福祉事務所に設置し、虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者の支援を行い、適切な支援先へとつなげます。	社会福祉課

事業名	事業概要	担当課
保護司会活動	犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくないことから、対象者がさまざまな問題を抱えている場合に保護司が適切な支援先へとつなぐ対応が円滑にできるよう、活動支援を行います。	社会福祉課
各保育所・幼稚園 子育て支援事業	地域の子育て家庭を対象に、保護者の不安感を緩和するため、親子の交流の場を提供し、育児相談や子育てに必要な情報提供を行います。日頃から保護者の体調や家庭の状況にも目を向け、困難を抱えていることを把握した際には、必要に応じて他機関へつなぎます。 また、家庭支援推進保育士を中心に職員知識の向上を図り、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、保育士の成長を図ります。	保育教育課
子育て短期支援事業	ショートステイでは、保護者が一時的に児童を養育することが困難な場合、乳児院や児童養護施設で原則7日間を限度に児童を預かります。 トワイライトステイでは、仕事の都合などで平日の夜間または休日に児童を養育することが困難な場合、児童養護施設で児童を預かります。	こども支援課
母子健康手帳交付 妊婦健康診査受診券発行	妊娠届出時（母子健康手帳・妊婦健診補助券交付等）、妊婦や家族の健康状態、妊娠・出産・育児に関する悩みや不安（経済状況、支援者等）に対応するため、妊婦等全員に面談を実施します。必要に応じて、継続的な相談支援を行ったり、関係機関と連携することで妊娠・出産の不安軽減やマタニティブルーの予防等に努めます。	こども支援課
地域子育て支援拠点事業	市内3か所において、親子の遊び場を開設し、親子間の交流、子育ての相談、子育て力をアップする講座などを実施しています。保育士を配置し、こどもとの関わり方などを伝えて子育ての不安感の軽減につなげるとともに、子育て中の保護者が社会とつながる一端を担います。	こども支援課
ファミリー・サポート・センター事業	保育では補えないすき間を埋める支援事業で、子育ての援助を行う人（援助会員）、援助を行ってほしい人（依頼会員）による有料の相互援助活動です。子育ての負担感を補い、仕事や生活の保障を図るだけでなく、継続して活動することで信頼関係を築くなど、子育ての良き理解者（支援者）となるよう努めます。	こども支援課
利用者支援事業	子育て家庭の孤立を防ぐために利用者支援事業（基本型）の子育て支援コーディネーターを保健福祉センター、つどいの広場事業に配置し、保護者の相談に寄り添い対応し必要なサービスや関係機関に連携するなど、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います。	こども支援課

事業名	事業概要	担当課
母子生活支援施設措置	母子家庭等において、さまざまな事情からこどもの養育が十分にできない場合、こどもと一緒に母子生活支援施設に入所することにより、生活の安定を図り、自立への支援を行います。	こども支援課
子育て支援事業	地域の子育て家庭を対象に、親子の交流の場を提供し、育児相談や子育てに必要な情報提供を行い、保護者の不安感を緩和します。	こども支援課
【新規】 産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子を対象に、助産師などの専門スタッフにより、母親の心身のケアや育児指導等の支援を行い、子育てに関連した悩みや困難の軽減を図り、産後うつの発生を予防します。	こども支援課
地元スポーツチームによる活動への支援事業	スポーツ活動を通して同じ目的を持った仲間との親睦を図ることで、身近な人の心の悩みを共有するとともに、自殺防止等に関する情報提供や啓発を行います。	社会教育課
ひきこもり相談	早期の相談につながるよう専用ダイヤルを設置し、本人や家族の方に対し相談支援を実施します。本人と社会とのつながりの回復をめざします。	社会福祉課



(3) 自殺対策を支える人材の育成



自殺を可能な限り未然に防ぐには、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人への気づきや声かけ、専門家へのつながりなど、市民一人ひとりの気づきと見守りが促される気運の醸成が重要です。

地域や学校、職場など、あらゆる領域において、自殺問題に関する正しい知識の普及をはじめ、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、傾聴し、必要に応じて専門家につなぎ、見守るなどのしくみを強化するため、「ゲートキーパー」としての役割を担う人材を充実します。

《具体的な取組（主な事業を抜粋）》

事業名	事業概要	担当課
ゲートキーパー研修の実施	市民と接することの多い市職員や相談業務等を行う関係団体、市民にゲートキーパー研修を実施することで、必要な知識を取得し、問題を抱えた自殺のリスクの高い人々を早期にキャッチして、適切な窓口につなぐなど、自殺の未然防止を図ります。	けんこう増進課
納税相談	窓口や徴収を行う職員が気づき役やつながり役としての役割を担えるよう、自殺対策の視点も含めた対応を行います。	税務課
市職員の研修事業	職員研修を通して、市職員の自殺対策に対する意識を高め、全庁的に自殺対策の推進を図ります。	人事課
生活指導・健全育成 (教職員向け研修等)	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成をめざした指導及び支援を行います。 また、生徒指導体制の整備等も含め、適切な生徒指導が行われるよう、教職員向けの研修を充実します。	学校教育課
教職員人事・研修関係事務	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を取る等について理解を深めることで、教職員への支援や意識の醸成につなげます。 また、研修資料の1つとして相談先一覧等のリーフレットの配布を行うことで、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底を図ります。	学校教育課

(4) 市民への普及・啓発の推進



自殺の問題は、一部の人だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることや、自殺は社会全体で防げるものであることを認識し理解を深めることが大切です。

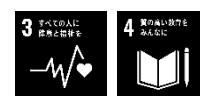
自殺に対する誤った認識や偏見を払拭するとともに、心身の健康状態を適切に保持する方法をはじめ、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということなど、自殺問題に対する市民一人ひとりの理解が深まるよう、SNSやインターネット、各種イベント等の活用など、さまざまな方法、あらゆる機会をとらえて普及・啓発を推進します。

《具体的な取組（主な事業を抜粋）》

事業名	事業概要	担当課
住民ガイドブック「桜井市暮らしの便利帳」での普及啓発	各種相談先一覧に、命や暮らしに関するさまざまな分野の相談先情報を加え、住民に対する相談先情報の拡充、周知を図ります。 また、防災の情報として、り災証明書や災害弔慰金などの被災後の生活再建に向けた手続きや支援制度に関する情報を加え、被災者に対する情報の拡充・周知を図ります。	行政経営課 危機管理課
行政情報コーナーに関する運営	行政情報コーナー（本庁1階ポスター掲示、3階総務課情報公開コーナー）において、「生きることの包括的な支援」や相談機関等に関するポスターを掲示したり、相談リーフレットを配架するなど、住民に対する啓発を行います。	管財契約課
人権啓発事業	桜井市人権施策に関する基本計画の基本理念に基づき、豊かな自尊感情を育み人権意識を高めるために、さまざまな人権課題について、講演をはじめ包括的な啓発を行います。	人権施策課
出前講座での普及啓発	いきいきとした暮らし、活力ある地域づくりを推進し、出前講座を通して生活に必要な行政制度等の普及啓発を図るため、相談窓口情報の提供、周知を行います。	市民協働課
図書館での普及啓発	図書館を啓発活動の拠点とし、「こころの健康」をテーマにした関連図書の紹介や相談窓口チラシ等の設置を行うなど、情報提供の場として活用します。 また、誰もが利用できる施設として、学校や職場とは別の、安心して過ごせる居場所の一つとして読書環境の充実を図ります。	社会教育課
こころの健康及び自殺対策の普及啓発	自殺対策やこころの健康についての正しい知識の普及啓発や、生きる支援に関すること、相談窓口等の情報提供を行います。 また、自殺予防月間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）を広報紙やホームページで周知し、啓発を強化します。	けんこう増進課

事業名	事業概要	担当課
安心安全まちづくり事業	生活安全推進協議会で自殺実態に関する情報等を共有し、気付きの重要性や取組等を知ってもらうことで、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会となります。	危機管理課
ゲートキーパー研修受講の周旋	交通・防犯・暴力団対策の各協議会の委員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域、特に子どもたちに関して、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながります。	危機管理課

(5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育



児童・生徒に対して、こころの健康や命の大切さに関する正しい知識を持つとともに、生きるための包括的な支援として、「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」を目標として、学校の教育活動として位置づけ、教育を行います。

《具体的な取組（主な事業を抜粋）》

事業名	事業概要	担当課
教育相談 (いじめ含む)	学校生活や人間関係での悩みや心配事に対して、教員やスクールカウンセラー、青少年センター指導員が相談に応じ、諸問題の早期発見を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぎます。	学校教育課 社会教育課
思春期健康教育 (いのちの授業)	思春期は身体的発達と精神的発達が不均衡な時期であるとともに、性的関心が高まる時期でもあります。この時期の子どもたちに、自他共に命の大切さを意識すること、責任のある自己決定ができる行動についての健康教育や保健授業を行い、いじめや心の不調、予期せぬ妊娠等の問題解決に向けた支援を行います。	学校教育課 こども支援課 けんこう増進課



6 重点施策

(1) 高齢者への支援



高齢者は、退職、失業、収入の減少、社会的な役割の縮小、疾患への不安、知人や配偶者の死など、他の年代に比べ、生活に不安を抱いたり、さまざまな喪失体験をしたりする機会が増え、孤独感・社会的な孤立・絶望感など深刻なストレスを抱えやすい世代です。

本市では高齢者の自殺者数が多く、急速に進む高齢化の中、特別な配慮が必要な人々であると認識しておく必要があります。

地域包括ケア体制の推進とともに取り組まれている重層的支援体制や「桜井市老人保健福祉計画」の施策と連携し、高齢者や高齢期を迎える世代に対し、生きることを促すための包括的な支援を推進する一方で、生きることを阻害する要因の軽減を図ります。

《具体的な取組（主な事業を抜粋）》

事業名	事業概要	担当課
高齢者に関する総合相談	地域包括支援センターを中心に、高齢者に関する相談を実施します。高齢者の自殺の特徴、サインから適切な情報提供、関係者と協力・連携することで、孤立している人への支援を推進します。	高齢福祉課
ひとり暮らし施策	地域での支え合いを目的に、老人会の加入者が対象者を訪問し、安否確認を実施します。	高齢福祉課
生きがい施策 （高齢者向けクラブへの活動助成）	高齢者が気軽に集うことができる居場所づくりとして、高齢者向けクラブへ活動助成を行い、運動による介護予防や多世代による交流活動などを通して、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促します。	高齢福祉課
老人福祉施設への措置 及び費用の徴収	65歳以上で虐待等の理由により自宅での生活が困難な高齢者への入所事務を行います。	高齢福祉課
高齢者福祉事業の充実	高齢者の生活を支えるサービス（高齢者福祉電話等貸与事業、訪問理美容サービス事業、介護用品給付事業、高齢者補聴器購入費用補助制度など）を実施し、高齢者の生活の基盤を整えます。	高齢福祉課

(2) 生活困窮者への支援



いわゆる生活困窮者は、虐待や障害、介護、多重債務等の複合的にさまざまな背景を抱えていることが多く、結果として自殺リスクが高くならざるを得ない人が多数存在していることを理解した上で、関係機関とともに支援に取り組むことが重要です。

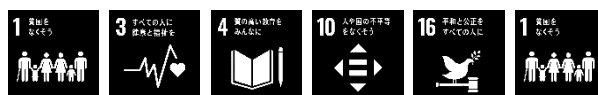
生活困窮者に対応する関係部署や機関等と連携しながら包括的な支援を行うことを通じて、生活困窮により生きづらさを抱えている人たちの支援を推進します。

《具体的な取組（主な事業を抜粋）》

事業名	事業概要	担当課
生活困窮者自立相談支援事業	あらゆる困り事を抱えた市民の相談について、排除することなく、「行政の助言」よりも先に「相手の思いを汲むこと」を大切にし、単発で終わらないよう寄り添い、次につながることを意識した支援を行います。	社会福祉課
生活保護事務	病気や障害等の理由で働くことができない市民に対して、最低限度の生活を営めるよう、必要な方に生活保護法を適用します。 また、自殺予防の観点からも、自尊感情や自己有用感が再構築され、病気や障害を乗り越え（または共存しながら）自立した生活ができるよう、まずはその世帯の生活基盤を整えることを支援します。	社会福祉課
就労の支援	稼働年齢にある生活保護受給者に対し、就労を支援します。労働の対価として収入を得ることだけでなく、働くことを通じて、日々の生活を充実させたり、社会とのつながりや自己のやりがい、達成感を得ることにつなげます。	社会福祉課
納税相談	市民税、固定資産税、国保税、後期高齢者保険料、介護保険料、保育料などの徴収を行う職員は、市民が失業や病気等で市税等の納付困難となった場合に分割納付等に関する相談を実施します。	税務課 保険医療課 高齢福祉課 保育教育課
公営住宅管理事務 公営住宅入居手続き	公営住宅の居住者や入居申込者の中には、生活困窮や低収入など、生活面での困難や問題を抱えていることも少なくありません。状況を把握し、支援につなげるための有効な窓口となるよう努めるとともに、家賃の支払いが困難な状況にある人については、利用可能な行政サービスにつなげます。 また、公営住宅には高齢者世帯も多く、特に一人暮らし高齢者は一般的に自殺のリスクが高いとされているため、生活の変化に気づき、必要に応じて関係機関と連携した対応を行います。	営繕課

事業名	事業概要	担当課
特別児童扶養手当・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成等支給事務	障害児を抱える家庭やひとり親等の家庭に対して、手当の支給や医療費の助成を行うことにより、家庭の経済状況の安定につなげます。育児等の負担が大きい場合もあるので、不安や悩みを把握した時には関係機関への連携を行います。	保育教育課
就学援助と特別支援学級就学奨励援助に関する事務	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にもさまざまな問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えていることも多いことから、費用の補助に際して保護者に対して家庭状況に関する聞き取りを行うなど、自殺のリスクの早期発見に努めます。 また、相談先一覧等のリーフレットの配布等を行い、支援機関についての情報提供を行います。	学校教育課

(3) こども・若者への支援



国では、近年、こども・若者の自殺者数が増加傾向となっており、大綱では、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図ることとなっています。また、令和5年（2023年）6月には、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が取りまとめられるとともに、同年6月に閣議決定した「教育振興基本計画」においても児童生徒の自殺対策の推進が盛り込まれました。

自殺リスクを含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定し、教育・保健・福祉などの分野を超えた連携に取り組みます。

《具体的な取組（主な事業を抜粋）》

事業名	事業概要	担当課
いじめ防止対策事業	いじめ問題対策連絡協議会やいじめ対策委員会の開催をし、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見・早期対応や未然防止を図ります。	学校教育課
要保護児童対策地域協議会 【再掲】	児童虐待の防止、早期発見、早期対応、支援活動へのつなぎなど、総合的な取組を推進するための保健、医療、福祉、教育、警察等で構成するネットワーク組織です。児童虐待等で保護を要する児童、支援を必要とする児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行います。	こども支援課
不登校児童生徒支援事業	適応指導教室の運営を通して、不登校児童・生徒への学習的支援や、児童・生徒及び保護者への心理的支援を行います。	学校教育課
生活指導・健全育成 （教職員向け研修等） 【再掲】	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成をめざした指導及び支援を行います。 また、生徒指導体制の整備等も含め、適切な生徒指導が行われるよう、教職員向けの研修を充実します。	学校教育課
学童保育事業	学童保育を通して、保護者やこどもの状況把握を行い、悩みを抱えたこどもや保護者を把握して必要に応じて支援につなげます。 また、学童保育所の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで問題を抱えている保護者やこどもを必要な機関へとつなぐ等の対応が取れるような人材の育成を図ります。	保育教育課
青少年健全育成事業	青少年センターにおいて、電話や面談相談の実施とケースに応じて他関係機関への紹介や連携を行います。 また、青少年の非行防止や健全育成のため、青少年の抱える問題や取り巻く状況について研修会等を実施し、情報提供を行うことにより、現状や取組内容について理解を深めます。	社会教育課

事業名	事業概要	担当課
こども発達支援教室	発達に悩みや課題を抱える就学前の幼児と保護者の療育の場を設け、関係機関と協働して幼児期を通じて切れ目のない一貫した支援を行います。	こども支援課
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までのこどもがいる家庭を保育士や看護師等が訪問し、母子の体調を確認するとともに、悩みや困り事の相談に対応します。	こども支援課
妊婦・産婦乳児訪問	助産師・保健師が家庭訪問で児の発育・発達の確認、育児相談に応じる中で、産前産後の心身の状態について把握し、必要に応じて継続した支援を行うとともに、医療機関等との連携を図ります。	こども支援課
乳幼児健康診査	4か月・10か月・1歳6か月・3歳6か月児健診を実施します。内科診察、幼児の歯科診察、身体計測、発達確認のほか、保健指導時には育児や栄養、保護者の健康相談にも対応します。保護者の状況や育児負担(感)に目を向け、必要に応じて継続した支援につなげます。	けんこう増進課
陽だまり育児発達相談	こどもの発達や学習面など、保護者の不安や心配事に対して、臨床心理士が予約制で相談に応じます。	こども支援課
すこやか相談 (発達相談)	幼児を対象として臨床心理士による発達相談を行います。予約制で、発達検査等を行い、保護者へこどもへの関わり方のアドバイスを行うとともに、必要に応じて関係機関と連携します。	こども支援課
【新規】 桜井市こども家庭センター	妊娠期から妊婦に寄り添い、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、精神疾患の既往などリスクが高いケースを早期に把握し、必要に応じて、医療機関や福祉など関係機関と連携するとともに、保健師・助産師等が伴走型で支援を行います。 また、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)機能を維持したうえで、一体的に、相談支援を行うことで、虐待等を早期に発見し対応できるようにします。	こども支援課
【新規】 子ども食堂支援事業 (補助金)	子ども食堂等の地域の取組がこどもにとって安心できる居場所となり、困難を抱えるこどもの気づきや見守りができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。	こども支援課
【新規】 ヤングケアラー支援	ヤングケアラーに対する認知度向上と理解の促進を図ります。 また、相談機関等との連携の強化を行い、優先的に支援を行う必要性の高いケースを把握するようにします。	こども支援課 高齢福祉課 社会福祉課 学校教育課
若者サポートステーション	自分の進むべき道が見つからない人や、仕事をしたいが一步を踏み出せない若者を対象に、県内の若者支援団体と連携しながら問題解決し、若者の自立を支援します。	商工振興課

(4) 働く世代への支援



働く人の自殺対策は、職場環境や労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、それぞれの企業（事業所）での対策だけではなく、行政や地域の業界団体の役割が重要です。

自殺リスクを低減させる取組として、職場でのメンタルヘルスの推進、ハラスメントの防止の普及啓発など、関係機関・団体と連携しながら引き続き取り組んでいきます。

《具体的な取組（主な事業を抜粋）》

事業名	事業概要	担当課
中小企業資金融資補助	貸付利率の一部及び信用保証料を補填することで、金融負担の軽減と経営基盤の安定を図ります。また、融資に際して聞き取り等を行う機会を通じて、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、必要な支援につなげるなどの対応を行います。	商工振興課
商工業振興促進奨励金	誘致条例に基づく指定企業に対し、市内在住者を正規従業員として雇用した場合従業員1人につき交付金を出すことで市民の雇用促進を図ります。（商工業等施設を設置するために要した費用（土地を除く）条件等あり）	商工振興課
ワーク・ライフ・バランスの推進に関する広報記事の掲載	広報紙へワーク・ライフ・バランスに関する記事を掲載し、事業主だけでなく労働者に対しても啓発や周知を行うことで、職場のメンタルヘルス向上に取り組めます。	商工振興課
商工会会員事業所等への情報提供	商工会を通じて会員事業所等に対して、セミナー等の情報提供を行います。	商工振興課
健康相談・特定健康診査等事後指導	保健師や栄養士により、健康相談や健診事後指導を行います。身体・精神面の健康問題だけでなく、こころや病気の悩み、アルコール問題を抱えているケースもあることから、必要に応じて専門医や断酒会等との連携を図ります。	けんこう増進課
市職員の健康管理	悩みを抱える住民やその支援者に対し、より適切な支援につなげることができるよう、職場のメンタルヘルス向上に取り組み、住民からの相談に応じる市職員の心身の健康の維持増進を図ります。	人事課

7 評価方法

自殺対策関連事業について、年度ごとに各課がa／b／c／d／eの5段階で評価を実施します。

a	達成できた
b	おおむね達成できた
c	あまり達成できなかった
d	達成できなかった
e	未実施

第4章 計画の推進にあたって

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、国・奈良県と連携を図るとともに、広く関係者や市民等の協力を得て、それぞれの役割分担のもとで一体となって対応することが重要です。

学識経験者や保健医療関係者、民間支援団体関係者等で構成される桜井市健康づくり推進協議会を核として関係機関等の連携を強化し、計画の総合的、効果的な推進に努めます。

庁内では、関係部署で構成する桜井市自殺対策連絡会議を中心に、組織横断的に対策を推進します。各関係課及び管内外の各関係機関等は、それぞれが主として関わっている対象者に引き続き自殺対策の取組を推進するとともに、状況に応じて互いに連携・協働しあうことでより質の高い施策を展開していきます。また、各関係者間で円滑な情報共有を行い、支援施策等を進めやすい体制を整備します。

○ 桜井市健康づくり推進協議会

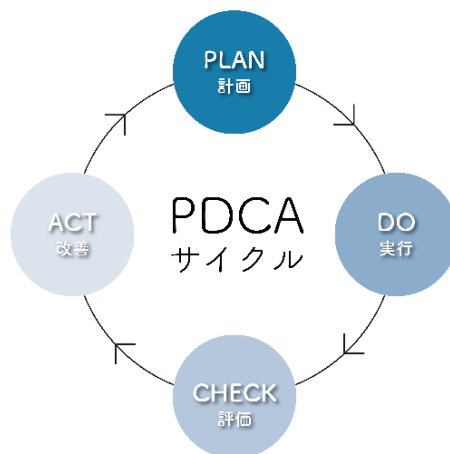
自殺対策計画の検討と推進に当たり、行政、民間団体、有識者の多方面の専門的な意見や情報を取り入れ、本市における自殺対策を総合的に推進します。

○ 桜井市自殺対策連絡会議

自殺対策計画の検討と、計画策定後に庁内関係部署の緊密な連携・協力のもと、組織横断的に自殺対策を推進します。

2 進捗状況の把握

計画期間中は、事業・取組についてPDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。進行管理は、桜井市健康づくり推進協議会及び桜井市自殺対策連絡会議において、定期的に施策の進捗状況を把握・点検し、その状況に応じて事業・取組を改善していきます。



1 桜井市健康づくり推進協議会要綱

昭和62年9月30日告示第59号

改正

平成6年3月29日告示第23号、平成9年9月30日告示第73号
平成13年3月30日告示第49号、平成14年3月28日告示第43号
平成28年3月31日告示第91号、令和3年3月31日告示第76号

(設置)

第1条 市民の総合的な健康づくり対策を推進するため、桜井市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市民の健康づくりを推進するため次のことについて調査審議する。

- (1) 健康づくりのつどいの開催等
- (2) 健康教室の開催等
- (3) 健康づくりに関する知識の普及
- (4) その他、健康づくりを推進するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験者
- (3) 地区組織の代表者
- (4) 保健所の職員
- (5) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第7条 協議会の会議については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 協議会の開催日時及び場所

- (2) 開会及び閉会の時刻
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) 議題
- (5) 審議の概要
- (6) その他会長が必要と認める事項

2 前項の議事録には、会長及び会長が指名した2名以上の委員が署名しなければならない。

(委員以外の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(資料の提出要求)

第9条 会長は、必要と認めるときは、市長に調査に必要な資料の提出を要求することができる。

(委員会)

第10条 協議会は、健康診査等各種保健事業の進捗状況の評価を行い、効率的かつ効果的な事業の推進を図るため、必要に応じ、桜井市保健サービス評価委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 委員会は、協議会の構成機関における実務者を構成員とする。

3 前項の構成員の指名は、会長が行う。

4 会長は、必要と認めるときは、第2項の構成員以外の者を構成員に加えることができる。

5 委員会は、会長が招集し、委員長が議長を務める。

6 委員会は、構成員の互選による。

7 委員会での検討事項については、協議会に報告しなければならない。

(事案の処理)

第11条 協議会は、協議した事項につき、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 協議会及び委員会の庶務は、けんこう増進課において行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成6年3月29日告示第23号）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年9月30日告示第73号）

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日告示第49号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日告示第43号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第91号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第76号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 桜井市自殺対策連絡会議設置要綱

平成26年11月17日訓令甲第9号

改正

平成27年3月31日訓令甲第13号、平成30年3月30日訓令甲第6号
令和2年2月7日訓令甲第2号、令和3年3月31日訓令甲第10号
令和6年3月27日訓令甲第5号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「法」という。）の基本理念に基づき、市民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現をめざし、総合的・効果的な自殺対策について協議・推進するため、桜井市自殺対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 自殺の発生状況、原因及び背景の調査及び分析
- (2) 自殺予防に関する取組み及び情報交換
- (3) 法第13条第2項に規定する自殺対策に関する計画の策定及びその進捗管理
- (4) その他自殺対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長はけんこう増進課長を、副会長はけんこう増進課主幹（主幹を置かない場合にあっては、はつらつ保健係長）を、委員は別表に掲げる課の担当者をもって充てる。

(会議の運営)

第4条 連絡会議の会議は、会長が招集する。

2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

3 連絡会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、けんこう増進課はつらつ保健係において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令甲第13号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令甲第6号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月7日訓令甲第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令甲第10号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日訓令甲第5号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

人事課
危機管理課
総務課
税務課
市民課
人権施策課
市民協働課
社会福祉課
高齢福祉課
保育教育課
保険医療課
こども支援課
けんこう増進課
営繕課
商工振興課
学校教育課
社会教育課
こども政策課

「自殺総合対策大綱」(令和4年10月閣議決定)(概要)

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現 行: 令和4年10月14日閣議決定
第3次: 平成29年7月25日閣議決定
第2次: 平成24年8月28日閣議決定
第1次: 平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスの受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な 取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと 見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが思い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する 調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死に検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、 養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と 心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉 サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
 - ・性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
 - 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9.遭われた人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども、若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やブッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 子ども、若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども、若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・子ども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務時間・インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13.女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

4 第1次計画の個別事業に対する評価

※総合評価は下記の基準にて評価を実施しています。

- a：達成できた
- b：概ね達成できた
- c：あまり達成できなかった
- d：達成できなかった
- e：未実施

事業名	自殺対策の視点をふまえた事業概要	担当課	総合評価	今後の方向性
職員の研修事業	職員研修を通して、職員の自殺対策に対する意識を高め、全庁的に自殺対策の推進を図ります。	人事課	a	継続
職員の健康管理	住民からの相談に応じる職員の心身の健康の維持増進を図ることで、悩みを抱える本人やその支援者に対し、より適切な支援をすることができると考えられます。また、自殺対策の一つとして、職場のメンタルヘルス向上に取り組むことによって、職員の健康の維持増進につなげることができます。	人事課	a	継続
被災時におけるメンタルヘルス対策	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上不安や悩みに対する相談、実務的な支援、専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われています。地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進します。	危機管理課	a	継続
住民ガイドブック「桜井市暮らしの便利帳」の更新	命や暮らしに関するさまざまな分野の相談先情報も、各種相談先一覧に加えることで、住民に対する相談先情報の拡充、周知に寄与します。「り災証明書」「災害弔慰金」等、被災後の生活再建に向けた手続きや、支援制度情報を、桜井市暮らしの便利帳の「防災の情報」に加えることで、被災者に対する情報の拡充、周知を行います。	危機管理課	d	継続
交通遺児奨学援助金制度	交通事故で父母等の監護者を亡くした遺児の就学の安定を図る制度です。交通事故の加害者・被害者ともに、事故後にはさまざまな困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性があります。また、加害者・被害者の双方に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減にもつながります。相談者に来た人に、リーフレット等を配布することで、支援機関等の情報周知が可能となります。	危機管理課	a	継続
安心安全まちづくり事業	生活安全推進協議会で自殺実態に関する情報等を共有し、気付きの重要性や取組等を知ってもらうことで、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会となります。	危機管理課	e	継続

事業名	自殺対策の視点をふまえた事業概要	担当課	総合 評価	今後の 方向性
ゲートキーパー研修受講の周旋	交通・防犯・暴力団対策の各協議会の委員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域、特にこどもたちに関して、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながります。	危機管理課	e	継続
行政の情報提供・広聴に関する事務	住民が地域の方法を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会となります。とりわけ「自殺対策強化月間（３月）」や「自殺予防週間（９月）」に特集を組むなどするとより効果的な啓発が可能です。	行政経営課	a	継続
住民ガイドブックの発行	ガイドブックの中に、さまざまな生きる支援に関する相談先の情報を掲載することで、住民に対して情報周知を図ることができます。	行政経営課 総務課	a	継続
行政情報コーナーに関する運営	行政情報コーナー（本庁１階ポスター掲示、３階総務課情報公開コーナー）において、「生きることの包括的な支援」や相談機関等に関するポスターを掲示したり、相談リーフレットを配架することにより、住民に対する啓発の機会になると考えられます。	総務課	a	継続
市税の納税相談	窓口や徴収を行う職員に自殺対策の視点も含めた対応を行うことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになると考えられます。	税務課	b	継続
人権啓発事業 （セミナー・街頭啓発・地域まつり開催事業）	自殺対策（生きることの包括的な支援）に関連する講演や、パネルの展示、資料の配布などを行うことで、住民への啓発の機会となります。また、人権意識を高めるため、講演会の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とします。	人権施策課	a	継続
DV対策推進事業	DV被害者からの相談を受け、被害者の生命の安全及び自立支援のため、関係機関へ連携しています。DV予防（防止）啓発活動を行うことで、理解・認識を深めてもらい、DV予防や周りの気づきを図ります。	人権施策課	a	継続
女性相談事業	さまざまな問題の相談に応じており、女性がかしらの困難に直面した際の相談窓口として実施しています。関係機関の紹介、問題内容に応じた連携した支援を行います。	人権施策課	a	継続
人権相談事業	相談を通じて、相談者の自殺リスクを早期に発見・防止し、関係機関へとつなぐ役割を担うことができます。	人権施策課	a	継続
自治会活動の支援	自治会等の場で自殺対策に関する講演や講習会を行うことで、地域の住民として何ができるかを主体的に考えてもらう機会となります。また、各自治会独自の活動となるため、パンフレット等を活用して啓発に努めます。	市民協働課	e	継続

事業名	自殺対策の視点をふまえた事業概要	担当課	総合 評価	今後の 方向性
行政出前講座	現在は事業メニューには加わっていないが、担当課が今後「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組」等を、出前事業のメニューに加えることで住民への啓発と周知を行います。また、出前講座の趣旨として、行政の制度等を知ってもらうことで、自殺対策にかかる制度や相談窓口の周知を図ります。	市民協働課	e	継続
住民への相談事業	相談者の中には、自殺につながる悩みや問題を抱えている事もあります。各種相談を受ける窓口では相談内容に応じた専門的分野の相談窓口への案内が重要です。特に専門的知識が必要になる弁護士による法律相談は、毎月第2木曜日に7枠（各25分）を無料法律相談窓口として開催し、多くの方が利用しています。	市民協働課	a	継続
消費生活相談	市民が消費生活関連の被害に遭わないように、また、被害に遭った場合の対応や支援を相談できる環境を整備し、健全で快適な消費生活を促進します。	市民協働課	a	継続
相談支援	判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性があります。支援の中で自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会にすることができます。また、障害を抱える人だけではなく、生活に困っている人の窓口となり、適切な支援を提供できるよう努めます。	社会福祉課	b	継続
障害者虐待防止センター窓口	障害者虐待に関する通報・相談窓口を社会福祉事務所に設置しています。虐待への対応を糸口に、本人や家族等、擁護者の支援を行い、適切な支援先へとつなげる障害者虐待に関する通報・相談窓口となるよう努めます。	社会福祉課	b	継続
生活困窮者自立相談支援事業	あらゆる困り事を抱えた市民の相談を基本的に排除することなく、寄り添い支援を行っています。生活保護法のような指導や指示をするわけではありませんが、「行政の助言」よりも先に「相手の思いを汲む事」を大切に、単発で終わらないように、次につながる支援を意識しながら事業展開しています。	社会福祉課	b	継続
生活保護法の活用	病気や障害等の理由で働くことができない市民に対して、最低限度の生活を営めるように、必要な方に生活保護法を適用します。また自殺予防の観点からも、まずはその世帯の生活基盤を整える事により、自尊感情や自己有用感が再構築され、病気や障害を乗り越え、または共に共存しながら自立した生活ができるよう支援します。	社会福祉課	b	継続

事業名	自殺対策の視点をふまえた事業概要	担当課	総合 評価	今後の 方向性
奈良県広域就労準備支援事業	義務教育修了後より 64 歳までの生活困窮者のうち、社会に適應する能力に不安を感じている（引きこもり・ニート等）方に対し、個別にプランを作成し、各種プログラムに参加していただき、自信を持って社会に出られるように支援します。	社会福祉課	c	継続
民生・児童委員活動	相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはあります。地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口となるよう努めます。	社会福祉課	b	継続
保護司会活動	犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくありません。対象者がさまざまな問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるよう努めます。	社会福祉課	b	継続
地域福祉相談員事業	陽だまり政策の一環として行われている事業で、地域福祉支援員等による相談活動や見守り活動を行っています。地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と適切な支援につなげるよう努めます。	社会福祉課	b	継続
ひとり暮らし施策	地域での支え合いを目的に、老人会の加入者が対象者を訪問し、安否確認を実施しています。	高齢福祉課	a	継続
生きがい施策 （高齢者向けクラブへの活動助成）	高齢者向けのクラブへ活動助成を行っています。講習会等で自殺問題に関する講演ができれば、住民への啓発の機会となります。	高齢福祉課	a	継続
老人福祉施設への措置及び費用の徴収	65 歳以上で虐待等の理由により自宅での生活が困難な高齢者への入所事務を行っています。	高齢福祉課	a	継続
高齢者に関する窓口相談	地域包括支援センターを中心に高齢者に関する相談を実施。高齢者の自殺の特徴、サインから適切な情報提供、関係者と協力・連携することで、孤立している人への支援を推進します。	高齢福祉課	a	継続
ふれあい会食事業	食事の提供機会を利用し高齢者の生活実態を把握することで、孤独死等の予防を図ることができます。また、対象者の中に自殺のリスクの高い高齢者がいた場合には、食事を提供する職員が適切な機関へつなぐ等の対応が取れるように努めます。	高齢福祉課	a	継続
寝たきり高齢者理髪・美容サービス事業	理美容サービスを行う業者が高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へとつなぐ等、気づき役、つなぎ役を担えるようになるよう、人材育成に努めます。	高齢福祉課	a	継続
認知症高齢者施策の推進	認知症の当事者や家族が地域で孤立することのないよう、地域みんなで認知症を支える取組を展開しています。	高齢福祉課	a	継続

事業名	自殺対策の視点をふまえた事業概要	担当課	総合 評価	今後の 方向性
児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合があります。児童扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある人との接触できる窓口として活用し、早期発見と関係機関への連携を行います。	児童福祉課	a	継続
保育の実施（公立保育所・私立保育園など）	保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう取り組んでいきます。	児童福祉課	e	継続
各保育所・幼稚園子育て支援事業	地域の子育て家庭を対象に、親子の交流の場を提供し、育児相談や子育てに必要な情報提供を行い、保護者の不安感を緩和するために事業を行います。	児童福祉課	e	継続
納税相談	市民税、固定資産税、国保税、後期高齢者保険料、介護保険料、保育料などの徴収を行う職員は、市民が失業や病気等で市税等の納付困難となった場合、分割納付等の相談を実施します。	税務課 保険医療課 高齢福祉課 児童福祉課	a	継続
家庭児童相談 （子ども家庭総合支援拠点）	18歳未満のこどもとその家庭及び妊産婦のさまざまな相談（子育てや親子・夫婦関係）に対応し、こども家庭支援を行い、必要に応じて関係機関と連絡調整し支援していきます。	こども未来課	a	拡充
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の防止、早期発見、早期対応、支援活動等総合的な取組を推進するための保健、医療、福祉、教育、警察等で構成するネットワーク組織です。児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とする児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行います。	こども未来課	a	継続
子育て短期支援事業	ショートステイ…保護者が一時的に児童を養育することが困難な場合、乳児院や児童養護施設で原則7日間を限度に児童を預かります。 トワイライトステイ…仕事の都合などで平日の夜間または休日に児童を養育することが困難な場合、児童養護施設で児童を預かります。	こども未来課	a	継続
母子生活支援施設措置	母子家庭等において、さまざまな事情からこどもの養育が十分にできない場合、こどもと一緒に母子生活支援施設に入所することにより、生活の安定を図り、自立への支援を行います。	こども未来課	a	継続
公営住宅管理事務公営住宅入居手続き	公営住宅の居住者や入居申込者は、自殺要因になり得る生活困窮や低収入など、生活面での困難や問題を抱えていることが少なくありません。そういった方に接触することで、状況を把握し支援につなげるための有効な窓口となれるよう努めます。公営住宅には高齢者世帯も多く、特に、独居高齢者は一般的に自殺のリスクが高いとされているため、変化に気づき、関係機関と連携し対応ができるようにします。	営繕課	b	拡充

事業名	自殺対策の視点をふまえた事業概要	担当課	総合 評価	今後の 方向性
公営住宅家賃の徴収	家賃の支払いが困難な人の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性があるため、「生きることの包括的支援」のきっかけと捉え、さまざまな支援につなげられるように努めます。	営繕課	a	継続
中小企業資金融資補助	貸付利率の一部及び信用保証料を補填することで、金融負担の軽減と経営基盤の安定を図ります。また、融資の機会を通じて、当人と対面し聞き取り等を行う機会があれば、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげるなどの対応が可能となります。	商工振興課	a	継続
商工業振興促進奨励金	誘致条例に基づく指定企業に対し、市内在住者を正規従業員として雇用した場合従業員1人につき交付金を出すことで市民の雇用促進を図ります。 (商工業等施設を設置するために要した費用(土地を除く)条件等あり)	商工振興課	a	継続
ワーク・ライフ・バランスの推進に関する広報記事の掲載	労働基準監督署などの依頼で、広報紙へワーク・ライフ・バランスに関する記事を掲載しています。事業主だけでなく労働者も含めたワーク・ライフ・バランスの啓発や周知を行うことで、職場のメンタルヘルス向上に取り組む動機付けとなります。	商工振興課	a	継続
商工会会員事業所等への情報提供	商工会を通じて会員事業所等に対して、セミナー等の情報提供を行います。	商工振興課	b	継続
就学援助と特別支援学級就学奨励援助に関する事務	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にもさまざまな問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられます。費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなります。	学校教育課	b	継続
いじめ防止対策事業	いじめ問題対策連絡協議会やいじめ対策委員会の開催をしています。各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、早期対応をめざし、未然防止を図ります。	学校教育課	b	拡充
不登校児童生徒支援事業	適応指導教室の運営を通し、不登校児童生徒への学習的支援や、不登校児童生徒及び保護者への心理的支援を行います。	学校教育課	b	継続
教育相談 (いじめ含む)	学校生活や人間関係での悩みや心配事に関する相談を教員やスクールカウンセラー、青少年センター指導員が行い、諸問題の早期発見と関係機関へつなぎます。	学校教育課 社会教育課	b	拡充

事業名	自殺対策の視点をふまえた事業概要	担当課	総合 評価	今後の 方向性
生活指導・健全育成 (教職員向け研修等)	問題行動の未然防止を含めた児童生徒の健全育成をめざした指導及び支援を行います。生徒指導体制の整備等も含め、適切な生徒指導が行われるよう、教職員向けの研修を充実していけるよう努めます。	学校教育課	b	継続
教職員人事・研修 関係事務	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を取ること等について理解を深めることで、教職員への支援(※支援者への支援)の意識醸成につながります。また、研修資料の1つとして相談先一覧等のリーフレットの配布を行うことで、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ることができます。	学校教育課	b	継続
学童保育事業	学童保育を通じて、保護者やこどもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えたこどもや保護者を把握し、支援する機会となります。 また、学童保育所の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者やこどもがいた場合には、その職員が必要な機関へとつなぐ等の対応が取れるように人材育成も行っていきます。	学校教育課	e	継続
青少年健全育成事業	青少年センターにおいて、電話や面談相談の実施と、ケースに応じて他関係機関への紹介や連携を行います。青少年の非行防止や健全育成のため、青少年の抱える問題や取り巻く状況について研修会等を実施して、情報提供を行うことにより、現状や取組内容について理解を深めてもらう。	社会教育課	b	継続
図書館管理事業	図書館を啓発活動の拠点として連携し、「こころの健康」をテーマにした関連図書の紹介や相談窓口チラシ等の設置を行うなど情報提供の場として活用します。	社会教育課	b	継続
地元スポーツチームによる活動への支援事業	スポーツ活動は、個人の健康維持や趣味の場だけでなく、近年減少している団体活動を通して、同じ目的を持った仲間との親睦を図る場でもあります。そのため、さまざまな会話の中で身近な人の心の悩みを共有したり、また自殺防止等に関する情報提供や啓発を図ります。	社会教育課	d	継続
水道料金徴収業務	料金徴収の際に、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、徴収員が必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取れるよう人材育成に努めます。また、水道料金票に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することで、住民に対する情報周知を行えるよう取り組んでいきます。	経営総務課	a	継続

事業名	自殺対策の視点をふまえた事業概要	担当課	総合 評価	今後の 方向性
母子健康手帳交付妊婦 健康診査受診券発行	妊娠届時(母子健康手帳・妊婦健診補助券交付等)、妊婦や家族の健康状態、妊娠・出産・育児に関する悩みや不安(経済状況、支援者等)に対応するため、妊婦等全員に面談を実施しています。必要に応じ、継続的な相談支援を行ったり、関係機関と連携することで妊娠・出産の不安軽減やマタニティブルーの予防等に努めています。	けんこう増進課	a	継続
地域子育て支援拠点事業	拠点となる親子の遊び場を開設し親子間の交流、子育ての相談、子育て力をアップする講座などを実施しています。市内で3か所を開設し、いつでもどこかが開設している状況を作っています。保育士を配置しこどもとの関わり方などを伝え、子育ての不安感の軽減につなげます。また、社会とつながる一端も担っています。	けんこう増進課	a	継続
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を行う人(援助会員)、援助を行ってほしい人(依頼会員)による有料の相互援助活動です。保育では補えないすき間を埋める支援事業。子育ての負担感を補ったり、仕事保障をします。継続して活動をしてもらうことで援助会員との信頼関係も生まれ、良き理解者となるよう努めます。	けんこう増進課	a	継続
利用者支援事業	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います。子育て相談、子育ての情報提供、サークル支援、地域連携を行います。保護者の相談に寄り添い対応し必要なサービスや関係機関に連携します。子育ての孤立を防ぐため居住地域でのミニつどいの広場を開催しています。保健福祉センター陽だまり内で母子保健型・基本型、まほろばセンターで基本型を開設しています。	けんこう増進課	a	継続
親子ふれあい教室	1歳6か月健診等後、こどもとの関わり方がわからない保護者や発達に気がかりさをもつこどもを対象とした親子で参加する年齢別教室です。遊びを中心とした教室の中でこどもの個性と向き合い関わり方を学んでいけるよう支援します。保育士が運営しています。作業療法士、臨床心理士も対応します。こどもの個性を知り受け止めていくことで前向きに子育てしていくことを応援します。	けんこう増進課	a	継続
発達支援教室	就園し、発達に気がかりがある4～5歳児を対象とした教室です。遊びを中心とし保育士が保護者、所属園と連携をとり、専門職(臨床心理士・理学療法士)と共に、こどもの発達を促しています。保護者とこどもが就園に向け安心して学校生活が送れるよう支援しています。	けんこう増進課	a	継続
電話相談	赤ちゃんやこどもの育児のことから保護者を含む成人の健康不安、食事や運動等の生活面の健康不安など、気軽に相談できるよう電話相談も随時対応しています。保健師・栄養士が対応します。	けんこう増進課	a	継続

事業名	自殺対策の視点をふまえた事業概要	担当課	総合 評価	今後の 方向性
がん検診	胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺がん検診を実施しています。要精密検査等、結果状況に応じ継続した支援が必要となります。	けんこう増進課	a	継続
健康相談 特定健康診査等事後指導	保健師や栄養士が行う健康相談、健診事後指導においては身体・精神面の健康問題だけでなくこころや病気の悩み、アルコール問題を抱えているケースもあり、この側面からの支援が優先となる場合もあります。必要に応じては専門医や断酒会等との連携を図ります。	けんこう増進課	a	継続
こんにちは赤ちゃん 訪問	生後4か月までのこどもがいる家庭を保育士や看護師等が訪問します。母子の体調を確認するとともに、悩みや困り事の相談に対応しています。	けんこう増進課	a	継続
妊婦・産婦乳児訪問	助産師・保健師が家庭訪問等により産前産後の相談や育児相談を行い、安心して子育てできる支援を行います。	けんこう増進課	a	継続
乳幼児健康診査	4か月・10か月・1歳6か月・3歳6か月児健診を実施しています。内科診察、幼児の歯科診察、身体計測、発達確認のほか、保健指導時には育児や栄養、保護者の健康相談にも対応しています。	けんこう増進課	a	継続
もぐもぐ教室	離乳食を進めていくことは不安とプレッシャーが大きく、同じ月齢の保護者同士が集まり、離乳食についての話や実際の作り方を見学することによって不安軽減を図ります。	けんこう増進課	a	継続
すくすく相談	赤ちゃんの体のことや育児の悩み事について、気軽に相談できるよう月2回、対象月齢を分けた乳幼児の健康相談を実施しています。保健師や栄養士が相談対応しています。	けんこう増進課	a	継続
すこやか相談 (発達相談)	幼児を対象に臨床心理士による発達相談です。1人1時間予約制で、発達検査を行い、保護者の児への関わり方をアドバイスします。必要に応じて関係機関と連携します。	けんこう増進課	a	継続
陽だまり育児発達相談	臨床心理士によるこころの相談です。乳幼児健診や家庭訪問等でこころに問題を抱える保護者の方へ声をかけ、1人1時間予約制で実施します。	けんこう増進課	a	継続
子育て支援事業	地域の子育て家庭を対象に、親子の交流の場を提供し、育児相談や子育てに必要な情報提供を行い、保護者の不安感を緩和します。	けんこう増進課	a	継続
健康づくり推進協議会での自殺対策推進の位置づけ・ネットワーク会議（庁内実務者）での推進、普及啓発	桜井市健康づくり推進協議会は、保健・医療・福祉・教育・住民代表等、幅広い関係機関や団体で構成されており、桜井市の自殺対策推進の中核組織として、計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証などを行います。	けんこう増進課	a	継続

事業名	自殺対策の視点をふまえた事業概要	担当課	総合 評価	今後の 方向性
リーフレット・啓発 グッズの作成と配布	自殺に関しては、誰でもなり得ること、自殺に至る前段階でサインが発せられていることなど、正しい理解者が増えることで、悩みを受け入れられる良き理解者が増える環境づくりが重要です。悩みやこころの健康に関する相談窓口の周知を図ることで、早い段階で専門機関につなげるための体制整備を行います。	けんこう増進課	e	継続
ゲートキーパー研修の 実施	市民と接することの多い職員が、問題を抱え、自殺リスクの高い人々をキャッチすることができれば、適切な窓口につなぎ、自殺を未然に防止することが可能です。このような対応に必要な知識を取得し、実践できるようにするため、職員にゲートキーパー研修を実施します。	けんこう増進課	a	継続
思春期健康教育 (いのちの授業)	思春期は、身体的発達と精神的発達が不均衡な時期であり、また性的関心が高まる時期でもあります。この時期のこどもたちに、自他共に命の大切さを意識すること、責任のある自己決定ができる行動についての健康教育や保健授業を行い、いじめや心の不調、望まない妊娠等の問題解決に向けた支援を行います。	学校教育課 こども未来課 けんこう増進課	a	継続

5 いのちとこころを支える各種相談窓口

《計画推進にかかる桜井市の関係課と相談窓口》

相談の種類	相談機関	電話番号	相談日時
健康に関する相談	けんこう増進課	45-3443	月～金 8：30～17：15
暮らしと生活の相談	社会福祉課	42-9111(代)	
障害福祉の相談	社会福祉課		
高齢者に関する相談	高齢福祉課		
消費生活の相談	市民協働課 (消費生活センター)		月・火・水・金 10：00～16：00
子育てに関する相談	こども支援課 (こども家庭センター)	47-4626	月～金 8：30～17：15
育児・養育・家族関係に関する相談	こども支援課 (家庭児童相談室)	47-4406	
学校問題の相談	学校教育課	42-9111(代)	
若者の非行防止・悩みの相談	社会教育課 (青少年センター)	42-0852	月～金 9：00～17：00
女性のための相談	人権施策課	42-9111(代)	月～金 8：30～17：15
納税の相談	税務課		

《県内の相談窓口》

相談の種類	相談機関	電話番号	相談日時
自殺防止に関する相談	ならこころのホットライン	0744-46-5563	平日 9:00～16:00
雇用・就労に関する相談	ハローワーク桜井	0744-45-0112	月～金 8:30～17:15
奈良いのちの電話	社会福祉法人奈良いのちの電話協会	0742-35-1000	24時間 年中無休

6 用語解説

用 語		解 説
あ	アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも自ら援助アクセスできない支援対象者に対し、積極的に働きかけて必要なサービスや情報を届ける活動のこと。
か	虐待	身体的な暴行や心理的・性的・経済的な不利益をもたらす行為やネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）を行うこと。高齢者、障害者、児童についてそれぞれの分野ごとに虐待の防止に向けた法律が整備され、その防止や早期発見、通報などに関する規定が定められている。
	協働	異なった立場や専門性を持つ主体が、共通の目的を達成するためにそれぞれの専門性を尊重しながら相互に協力・連携すること。
	ゲートキーパー	SOSに気づき、悩んでいる人への声かけや話を聞いて必要な支援につなげ、見守ることができる人のこと。
	コミュニティ	地域社会ともいい、住民が共同体意識を持って生活を営む、一定の地域及び近隣社会のこと。居住地域に関わらず、同じ目的や関心で結びついた人々の集まり（テーマコミュニティ）を指す場合もある。
さ	スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関する専門的な知識や経験を有し、児童生徒のこころのケアや支援を行うとともに、教職員・保護者への助言・援助等を行っている専門家のこと。
た	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議。
	地域自殺実態プロファイル	地方公共団体の自殺実態の分析を行った上で、その結果をもとに各地域の特性を評価するとともに、これを踏まえる形で重点施策の優先度を提示する資料。自殺総合対策推進センターにおいて、2017年より毎年、「地域自殺実態プロファイル」を作成し、すべての都道府県・政令指定都市、市町村に提供している。
	地域における自殺の基礎資料	警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づいて、厚生労働省が毎月集計を行い、概要資料及び詳細資料を掲載している資料。
	地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③包括的・継続的ケアマネジメント業務、④高齢者の権利擁護・虐待対応、⑤地域づくり、⑥指定介護予防支援業務、⑦認知症総合支援業務の機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。
な	認知症	脳の障害により記憶や判断力が低下し、日常生活に支障をきたしている状態のこと。代表的なものに、アルツハイマー型認知症・脳血管性認知症・レビー小体型認知症・前頭側頭型認知症などがある。
は	ハラスメント	「いじめ」や「嫌がらせ」と訳される言葉で、広義には「人権侵害」を意味し、性別や年齢、職業、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシュアリティなどの属性、あるいは広く人格に関する言動などによって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけること。
	ひきこもり	さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

用 語		解 説
	保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、犯罪をしてしまった人や非行少年の更生や社会復帰をサポートする人のこと。保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。
ま	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす。
	メンタルヘルス	こころの健康。WHO（世界保健機関）では、「自身の可能性を認識し、生活における通常のストレスに対処することが可能で、生産的かつ実りある仕事ができ、さらに自分のコミュニティに貢献できる健康な状態」と定義される。
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。
ら	ライフリンク	特定非営利活動法人。自殺対策支援センターライフリンク。自殺総合対策・自死遺族ケアの推進、自殺予防・防止のための啓発活動に取り組んでいる団体。
わ	ワーク・ライフ・バランス	市民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。
A	JSCP	いのち支える自殺対策推進センター。
	NPO	Nonprofit Organization（非営利組織）の略で、民間のボランティア活動をはじめとするさまざまな非営利活動の団体の総称。
	SNS	Social Network Service の略で、人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービス。

第2次桜井市自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのないまち 桜井 ～

令和7年（2025年）3月

桜井市 福祉保健部 けんこう増進課

〒633-0062 桜井市大字栗殿 1000-1

Tel：0744-45-3443 ・ FAX：0744-45-1785

